

新規郷士とその領知

— 大石家の場合 —

関 田 英 里

(文理学部経済学研究室)

土佐藩尊攘運動の志士たちの大部分が「郷士」身分に属するものであったことは、古くから周知のことであったが、かれらのうちの多くが、郷士の職分・領知を貨幣で買いとったいわゆる「他譲(譲受)郷士」・あるいは宝暦13年(1763)幡多郡開発に際して登庸された「幡多郷士」など、いわゆる「新規郷士」の出身であったことにはあまり注意が向けられなかった。筆者は数年前それを指摘したことがあった⁽¹⁾。その後、入交好脩・後藤靖・池田敬正などの諸氏の幾つかの業績が公にされて⁽²⁾、土佐藩の幕末期郷士の性格にそれぞれの視角から照明を与えられた。しかし、いまだ郷士、特に「新規郷士」の経済的=階級的な性格や土地所有=領有の実態を明らかにするような個別的・具体的な実証研究は皆無に近い状態であるといわねばならない⁽³⁾。

本稿でとりあげるのは「新規郷士」大石家のことについてである。この大石家は宝暦13年の「幡多郷士召出」に応じて郷士になった家であるが、その直系から土佐勤王党の領袖大石弥太郎(のち^{まどか}圓)が出るのである⁽⁴⁾。またこの大石家からは幕末までに新規郷士4家を分立させるのであって、譲受によって最後に分立した新規郷士の家からは、同じく勤王党の志士で、吉田東洋の暗殺者として知られる大石団蔵を出すのである。

この家の文書は、最近高知県立図書館に収蔵され「大石家文書」とよばれているが、文書の残存のしかたは甚だしく不十分・かつ無系統であり、とりわけ経営や家計に関するものは皆無であって、経済史的分析に適すとはいえない。しかし、個別研究が皆無に近い現状においては、不完全ながらある程度まとまって史料の残っている部分—郷士取立前後の状況・および領知所有をめぐる問題—を整理して、明らかになったことを書いておくのも無駄なことではないと考え、「新規郷士」を紹介する意味で本稿を草した。今後個別研究の続出するのを期待したい。

註(1) 拙稿「土佐藩政後期における郷士について」(地方史研究16号)

(2) 入交好脩著『徳川幕藩制解体解程の研究(下巻)』ほか、後藤靖「土佐藩郷士制度の解体過程について(上)(下)」(立命館経済学7巻3号,5号)ほか、池田敬正「天保改革論の再検討」(日本史研究31号)ほか。

(3) わずかに最近塩見薫氏が「才谷屋のことなど」(寧楽史苑8号)で、坂本龍馬の本家才谷屋と郷士坂本家の成立に触れている。

(4) 弥太郎(圓)は文久元年(1861)土佐勤王党結成の際の血盟書起草者であり、武市半平太につぐ指導者として有名であるが、また明治初期における古勤王党の中心人物としても知られている。

I 「新規郷士」大石家の成立

1

土佐藩は宝暦13年(1763)8月、いわゆる「幡多郷士召出」の「布告」を発するが、香美郡古川村の百姓吉三郎の伴弥市郎はただちにこれに応募し、幡多郡伊与木郷川奥村で荒地3町を開発、それが完了した明和3年(1766)それを「領知」として正式に郷士に登庸され大石弥市郎となった。ここに「幡多郷士」・「新規郷士」の大石家が成立するのである。

周知のように⁽¹⁾、土佐藩における郷士制度は、最初山内氏の土佐入部直後、抵抗する長宗我部氏

遺臣の一領具足層を馴撫し、かれらのもつ在地土豪的勢力を藩の支配体制に編入するための「慶長郷士」の取立に源をもち、のち新田開発（開発3町が郷士取立の条件）と人材登用（初期の下級官僚に郷士多し）の目的を加えて正保元年（1644）「百人衆郷士」、承応2年（1653）「百人衆並郷士」が取立てられるにおよんで、下級武士のなかにあなどり難い一大身分層を形成するに至ったものである。その後も取立が続いて元禄期には800人に近い数になったといわれる。ところで貨幣経済・商品生産の発展、小農民の自立がすゝむとともに、中世名主の伝統をひき隸属農民をもつような初期の郷士のなかには没落するものが続出し、商品経済のなかで貨幣を蓄積した村方の新たな上層農民が、没落する郷士からその「職分」と「領知」を譲りうけて、いわゆる「他譲（譲受）郷士」となる傾向が目立ってくる。その傾向のすゝむなかで、土佐藩政の一大転換期である宝暦期（1751—64）を迎えるが⁽²⁾、宝暦13年には「幡多郷士召出」の「布告」⁽³⁾が発せられるのであって、これは土佐藩郷士制度史のうえで一つの劃期をなすものといわれる。というのは、これによってはじめて「町人郷士」出現のための門戸が正式に開かれたからである。

従来、郷士登庸の条件として新田開発とともに「家系並人品改」があり、たとえ他譲をうける場合でも、所の庄屋の「平常賤敷商売業全不仕」旨の証明をうける必要があって、町人は原則として排除されていたのである。ところが幡多郷士召出の「布告」は「此度御趣向ニ付被召出輩ニ限、父祖之所業ハ不及申、從令出身商売業仕候共、御詮儀之上可被召出事」（第2項）として、商業に携るものにも門戸を開いたのである。この時期において新田開発をすゝめるためには、もはや商業活動によって蓄積された財力に頼らざるをえなかったことが、この「召出」政策のなかで示されているといえよう。

このような幡多郷士召出がおこなわれた直接的な契機は「近年幡多郡段々人減ニ相成、猪鹿徘徊いたし候而、作荒之田地夥敷出来、逐年衰候様ニ相見え候」（布告第1項）という農村の甚しい荒廢にあった。思うに急激な農民層分解のなかで、僻地幡多郡などでは村により農民の一般的な顛落＝本百姓層の崩壊がみられ、「人減」・「作荒」など村方の衰微、すなわち封建農村の危機が生じており、それへの対策は単なる財政政策などというより、封建権力の安定策として必要だったのであろう。新規郷士希望者は荒地3町（＝地高30石）を開発して、自らはそれを「領知」として郷士となり、農民に対しては新しい耕地を宛がうことになるのであるが、それとともに藩は豊かな財力をもつものを新たに支配身分層に編入することにもなったのである⁽⁴⁾。

このような身分・職業の如何を問わぬ郷士登庸は、その後もう1度文政5年（1822）の「仁井田・窪川郷士」の召出において繰り返される。

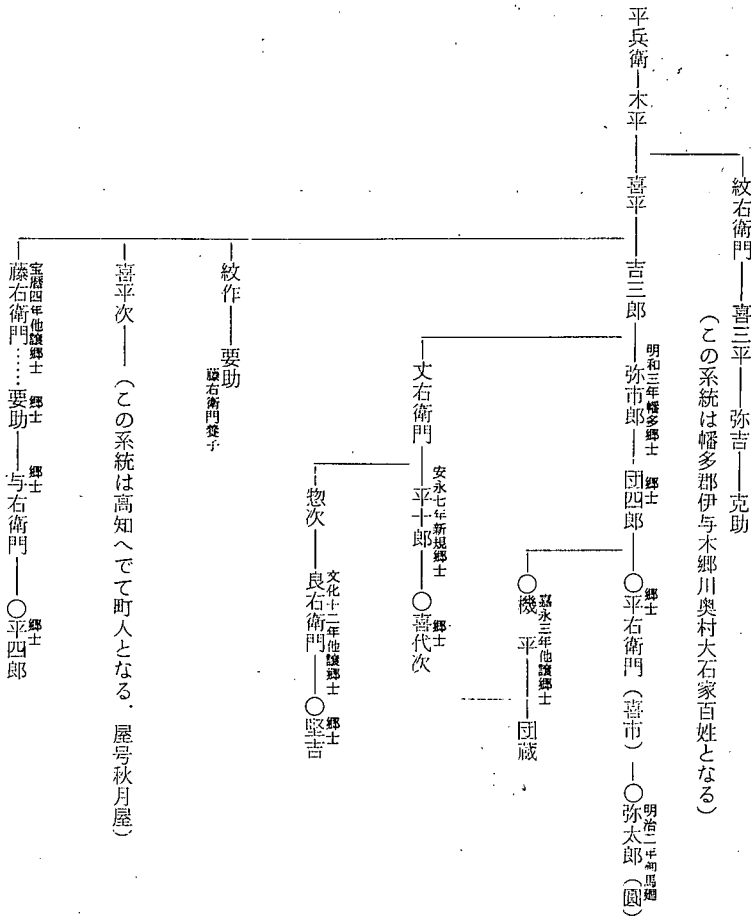
2

大石家の遠祖は長宗我部氏に属して「代々本山郷ニ罷在、慶長元年之頃浪人ニ而住居仕候由伝聞仕候」（天保3年差出）といわれるが、そのように古く溯ることは不可能でもあり、当面必要でもない。史料が残っているのは吉三郎の代からであるが、その当時の同家は、身分的にはたゞの「百姓」であり、伝聞される遠祖の一領具足とはかけはなれて、経済的には利殖にたけた地主であり商人であったようである。家系は掲出した「大石家略系図」を見られたい。木平の代に香美郡古川村に住みついたといわれ、郷士初代の弥市郎の代に一時隣接の赤岡町に住み、寛政10年（1798）これまた近村の野市村に移住して、以後明治に至るのである。この地域は高知の城下から東へ5～6里、香長平野の東部に位置し、なかでも赤岡は近世においては附近一帯の商業中心地であったし、野市は野中兼山の郷士起用によって拓かれた新田村で、農業生産力も比較的高いところだった。

幡多郷士召出に応じた当時の大石家の状態をみよう。文書が残っている限りで、宝暦13年までに次のようなことがある⁽⁵⁾。

〔大石家略系図〕

「先祖書草稿」・「郷士年譜」・その他差出類により作成



- 備考 1. 女子・他家に入ったもの・その他本稿に不用の人名を除く
 2. ○印は明治2年当時の当主。弥太郎は戊辰戦役の功により御馬廻に取立てられ1家をたてた。

- 元文4年(1739) 野市村において畠22代4歩買入, 代米3石6斗(10月25日証文)。
 寛延4年(1751) 古川村において本田5反買入, 代米11石(12月11日証文)。
 宝暦4年(1754) 当主吉三郎の末弟藤右衛門が徳弘惣次より郷士職分・領知とも譲受ける。(はじめ弘石姓のち大石に革む。「郷士年譜」)
 宝暦5年(1755) 赤岡町において酒甬手(=酒造株)1本・酒造道具一切・立家大蔵1軒・御蔵1軒・米蔵1軒・番屋1軒・敷地14代1歩を買入, 代銀10貫匁(5月15日証文)。
 宝暦6年(1756) 古川村において本田1町0反7代4歩買入, 代米34石(12月15日証文)。
 宝暦13年(1763) 香宗郷中ノ村において新田13代1歩買入, 代銀230匁(3月21日証文)。
 同年8月の幡多郷士召出布告に吉三郎の嫡男弥市郎が応募。

以上のように幡多郷士応募当時までの大石家の経済的発展はめざましい。ことに宝暦4年の藤右衛門の郷士職分・領知の譲受にはかなり莫大な代銀が要ったはずであるが、その翌年の酒甬手購入にも銀10貫匁の大金を投じている。幡多郷士応募にはまた荒地開発のための相当の資金も用意されていなくてはならぬ。そればかりでなく、幡多の領知開発が完了し、弥市郎が正式に郷士となる際の父吉三郎の「田地分目帳」(明和3年3月15日付)によると、当時吉三郎の所有田畑は少くとも10町5反23代4歩、他に屋敷・山林などを所有している地主であった。10町といえば土佐ではかなりの地主である⁽⁶⁾。その10町余は第1表のような構成であるが、畑はほとんど含まれず、大部分良田と

第1表 明和3年(1766)大石家所有田地面積

所在地	本 田				新 田				計			
	町	反	代	歩	町	反	代	歩	町	反	代	歩
古川村	6	4	30	3	1	4	14	5	7	8	45	2
野市村				—	2	1	16	2	2	1	16	2
王子村				—		4	0	2		4	0	2
合 計	6	4	30	3	3	9	31	3	*10	5	23	2

備考. * この数字に僅かの計算まちがいがあがるが、もとのまゝとした。

思われるものである。さきの宝暦13年の香宗郷中ノ村の新田などは記されていないから、吉三郎の隠居分はまだこれらと別にあったのかも知れない。「分目帳」はこの10町5反余を第2表のように分与している。

第2表 大石家田地分目

名前	吉三郎との続柄	分与される田地				
		町	反	代	歩	
大石弥太郎	嫡男	古川村本田新田	2	4	41	1
丈右衛門	次男	古川村本田新田 野市村新田	7	0	30	3
おてん	妻(?)	王子村新田		4	2	0
おくら	娘	古川村本田		6	0	0

備考. おてんの分はその生存中、他家に嫁しているおくらはもし離別帰家した場合、に遺すので、以後は丈右衛門に与えること、とされている。

このように盛んな貨幣蓄積・土地集積がどんな経済活動によって可能だったかについては、史料は完全に欠けている。単なる農業経営ではなく、当時の赤岡町が高知城下以東における一つの商業中心地であったことを考えれば、大石家も何らかの商業活動を活発におこなっていたと推定してよい。それは酒造業に手を延ばしたこと、吉三郎の弟喜平次を城下へ出して秋月屋と号する町人としたこと(万延元年閉蔵筆「先祖書草稿」)などによっても裏打ちされる。だから同家は身分的にはそれまでたゞの「百姓」であったが、経済的には寄生地主であり、また酒造業にも手を出したかなり大きい商人でもあったわけである。

附 記

郷士になっても大石家は領知のある遠隔地幡多郡には居を移さず、古川・赤岡・野市に住み続けるのであって、居村における地主と商人という性格はさしあたり失われない。弥市郎は郷士になるに際して2町4反41代1歩の田畑(第2表)と山林ならびに酒屋(宝暦14年分目帳)を分け与えられている。

そのうち土地についていえば、「郷士職之者本田所持不相成御作法」⁽⁷⁾にもかゝらず2町0反40代は本田である。史料の残り方が不完全であるが、残っている証文に関する限り、その後も明和8年(1771)古川村で作式4筆計1反6代を永代買したのをはじめ、天明5年(1785)までの15年間に古川・赤岡・野市周辺で新田作式の田畑を合計5反18代5歩(ほかに面積記載なき屋敷1ヶ所)、件数にして8件を入手(うち6

件買入・2件質取)している。それ以後は、はっきりしているのは享和2年(1802)に作式1反11代5歩を年季買、文化12年(1815)に作式2反3代を永代買しているだけである。よくわからぬが居村周辺での地主的な土地集積はあまりしなくなったのかも知れない。このような本田扣地・新田作式は一部手作りしていたと想像される。というのは大石家の文久3年(1863)「人払」(5月9日付)によれば、同家家族男5人・女3人で下男・下女を各1人抱え、馬1頭・牛1頭を飼っていたからである。しかし大部分は小作に出したものであろう。小作証文は安永2年(1773)のものが1通残っているだけであるが、それは永小作である。

酒屋(屋号平野屋)の経営も当分続けられたと推察される。弥市郎の住所が明和3年(1766)の文書から赤岡町(それまで古川村)になっているが、これは相続した酒屋が赤岡にあったことと関係があるろう。天明6年(1786)には、売りに出された酒甬手1本(1軒分の酒造株)を、他の7軒と買って半本増やしている(12月26日証文)。しかし寛政4年(1792)にはもとの酒甬手を長木屋というものに貸座して、酒屋口銭を年々八銭1貫500匁⁽⁸⁾ずつ取立てる契約をむすび(9月15日証文)、さらに下って文化10年(1813)には天明6年入手の酒甬手半本を同じ長木屋に八銭350匁で売り渡しているが、貸座にした酒甬手がいつ大石家の手を離れたかはわからない。しかし大石家は郷士になっても当分(少くとも寛政4年まで)は、居村においては同時に酒屋平野屋だったわけである。

3

つぎに、大石家の幡多郷士取立・領知開発の経過をみよう。これに関する最古の文書は次のものである。

口上覚

三番願ひかえ

一 此度御趣向御触ニ付、新規郷士奉望、去九月ニ幡多郡江立越、伊尾木郷川奥村の御本田荒見立、去九月十八日ニ川奥村庄屋清蔵左次郎兵衛手引を以、右荒地得度見立否右兩人江坪付願申候処、御新式ニ而坪付相渡し不申、夫ハ罷帰、右荒地有所方仕切本文願書ニ相添、去十月初ニ指上置申候処、則御聞届之上、去暮御案文被仰付奉納見処、右荒地支配庄屋之奥書取申御趣被仰聞否川奥村へ坪付奥書取ニ遣し申候所、去十一月ニ日下村吉村与左衛門川奥村へ立越坪付奥書取申由ニ付、私江相渡し不申故、仍右私願之指出ニ相成申候。然ニ私先望之儀ニ御座候間、先達而奉願通御聞届被仰付被為下度奉存候。

右奉願通宜御聞届被仰付為下候ハ、難有仕合ニ可奉存候。以上。

宝曆十四年申正月十八日

古川村 弥市郎

桑名太次衛殿

これで見ると、召出の布告の出た翌9月にはもう幡多に出向いて開発予定地をきめている。競願者がいてそれに「坪付」に要する庄屋奥書を取られてしまったが、自分が「先望」だから許可は自分に、と主張しているのである。この願いは聴きいれたことが、次の文書でわかる。

一札

ひかへ

一 地 三町九反四拾四代 川奥村御本田

内 三町三拾叁代 作荒

九反十三代 永荒

右内

一 地 三町 領知奉願

一 同 九反四拾四代 持地ニ奉願

右者去年御趣向以新規郷士拜領知望出候様御触被仰付、右地面見立候故、領知拜領并持地奉願御聞届被仰付、此度地坪御改之上御引渡被仰付、坪帳之廉々受取申候。尤今申年ハ来ル子ノ年迄之内開発可仕候。且又爾来御貢物立之境等付、猥之開方仕間敷候。右年数ノ内不殘開発御檢地御改請取可申、仍而一札如件。

宝曆十四年申三月二日

古川 弥一郎

御免方御役人所

文中「持地」とあるのは、本田荒を再開発した蔵入地で、新田の扱いをうけるものである。召出の布告には「三拾石分は領知ニ可被下、其余相応之免許を以、新田荒は作式、本田荒は持地ニ開発可被仰付」(第4項)とあって、これら作式・持地は領知と異り、百姓なみの保有権しか認められないから、郷士といえども4公6民の新田年貢を藩に対して負担しなければならない。開発期限は5ヶ年間、既存の蔵入地に支障のないよう開発しなければならぬ。同年6月4日付の「奉願」書によれば、その後川奥村においては「式拾石領知被下置」、残りを「持地」として開発し、郷士領知の定限地高30石に不足する「拾石分、於他村開発願出候様」との郡奉行所の指示があるが、「三拾石一場所」に領知をまとめた方が、開発にも、その後も「地くるめ宜御座候」という理由で川奥村でのまとまった開発を希望しており、後の史料からそれが許されたことがわかる。また明和2年(1765)には同じく川奥村において本田荒1反17代4歩・新田荒1反3代、計2反20代4歩の開発願を出し「御本田ハ持地、新田ハ作式」にと御免方に希望している(3月2日付「川奥村本田新田坪付帳」)。

かくして、明和3年には藩庁の検地をうけ、3町(=地高30石)の開発完了が確認される。それまでに名字帯刀は許されていたが、4月10日付で赤岡郷浦庄屋浜五郎兵衛宛に「郷御暇」の願を出し⁹⁾、さらに5月4日付で郡奉行所に対し「開発相済御検地被仰付、地面三拾石相備申候間、右地面領知ニ御引直、新規郷士ニ被召出被下度奉願候」と正式に郷士身分編入の願を出して承認され、留守居組宮地修理の支配下に入ったのである。

なお、開発地の方は「領知差出」(明和3年8月12日付)によって3町・計34筆の坪付を書出し、諸役人の証明によって11月8日付で正式に郷士領知として登録されたが、領知の公式の物成高が決定するのは明和7年(1770)になってからである。

領知物成米神文差出扣 (表紙)

差出

一 領知三拾石 幡多郡伊与木郷之内川奥村

但明和三戌年ハ同七寅年迄五ヶ年平等物成米左之通

一 物成米 六石三斗 明和三戌年所務米
 一 同 六石五斗 同四亥ノ年所務米
 一 同 七石 同五子ノ年所務米
 一 同 六石七斗 同六丑ノ年所務米
 一 同 七石 同七寅ノ年所務米

ハ物成米 三拾三石五斗

五ヶ年ニ割、七ヶ年分

一 米六石七斗

ハ

右者私儀於幡多郡荒地開発仕、去ル戌年新規郷士被召出、地高物成米神文五ヶ年平等右之通相違無御座候。分限御改被仰付可被下候。

以上

明和七寅年十一月十七日

大石弥市郎^⑩

(以下宛先・村役人奥書等省略)

開発完了後5ヶ年間の^{ならし}平等(=平均)の物成高が「神文」すなわち公式の物成高、したがって郷士の「分限」になるのである⁽¹⁰⁾。30石(=3町)の地に物成6石7斗、すなわち反当2斗2升3合余であって、これでは郷士取立の低限とされる「地高三町・物成九石」⁽¹¹⁾を割っているし、郷士役銀の免除限度「物成米拾式石」⁽¹²⁾以下でもある。6歩取が原則の郷士領知物成⁽¹³⁾としては余りに低いように一応思われるが、のちに詳しくみるようにこれは郷士が百姓より収納するもの、全部ではなく、

公称物成以外に加治子(=小作料)にあたるものをも郷士はあわせ所務しているのが一般であり、しかも公称物成=分限をあまり大きくしたがるぬ理由があったからである。なお領知とともに開かれた持地は地高12石3斗余(うち10石8斗余の田の免1ツ5歩、1石4斗余の畑の免は7歩)であり、作式は1石9斗余(下田免1ツ2歩)であった(「明和3年5月5日付「覚」」。これらについては郷士大石家は加治子のみを徴収する。

以上のような領知(ならびに持地・作式)の成立にあたって、どのような形で開発がおこなわれたかは興味あることであるが、史料は完全に欠如している。想像のほかない。初期の中世名主的性格をのこす郷士が、隷属農民を使役して手開きしたであろうのに対し⁽¹⁴⁾、商人地主的な大石家のような新規郷士は、その財力によって開発したことというまでもないが、幡多郡に赴いた「代人」⁽¹⁵⁾が人夫を賃で使ったものか、あるいは全く請負いで開発させたものかは何れともわからない。文政5年(1822)の「仁井田・窪川郷士召出」の際の野町家史料では⁽¹⁶⁾、代人に人夫をつけて派遣し、現地でも賃働きの者をつのって開発させている。大石家の後の例では、天保8年(1837)土佐郡森郷小南川村に買い入れた野芝地5町を^{はつどに}開発領知にする際の「請合始末」(11月26日付)では、土地の買入代価も含めて、西川順吉なる者に八錢600匁を渡して、それで「開発之儀者、來六月之内ニ相済シ、同七月ニ右開発届ヶ仕所、若万一諸事相滞之時ハ私へ如何様共被仰付候ハ、夫々無相違作配可仕候」と一切を請負わせ、役所向の諸手續まで委任している。いま一つは大石家の例ではなく、上士祖父江次郎作が安芸郡小川村において「役知」⁽¹⁷⁾を開発したときの文書である(この土地はのち安政6年・1859、大石家が買得して領知としたので大石家文書のなかに見出される)。ここでも開発は完全な請負いである。

一 小川村大久保御役知之内、私自力を以て開発仕候処、地拾八代五歩出来ニ相成、御直人を以て地詰被仰付、去る御定之開発料反ニ付四百五拾匁之割合を以、八錢百七拾匁御渡被仰付、慥ニ受取仕候上者、今卯年ノ御貢物御定之五ツ成上納可仕候。万一、右開発之仕方不行届備ニ相成候共、私自力を以て取作仕、御貢物減少不仕候様可仕候。其外少も御屋敷様願ヶ間敷義申出間敷候。依而一札如件。

卯三月三日
(安政2年)

安芸郡小川村役知

祖父江様御内
津田芳平様

百姓 村右衛門

大石家の川奥村開発も、このようなことから類推するほかない。

- 註 (1) 土佐藩の郷士制度全般については、松好貞夫著『新田の研究』・入交好脩著『徳川幕藩制解体過程の研究(下巻)』が詳しい。
- (2) 土佐藩政史上の宝暦期の意義については改めて論じたい。商品経済の発展・藩財政の窮乏・農民層の分解が急激にすすみ、藩の専売政策は農民の抵抗によって失敗に帰して、藩の政策転換がおこなわれる。さしあたり入交前掲書中篇第4章参照。
- (3) 布告の全文は松好前掲書262頁、入交前掲書282頁などに掲出されている。
- (4) 従来からの「他譲」によっては、蓄財者が郷士になっても、既存の職分・領知の買得でしかなく、新田開発にはならない。従って、以後も「他譲」の場合には「商売業仕」る者は制度上排除される。
- (5) 以後の史料理解のために、土佐藩の土地制度に触れておく。土佐では近世を通じて、1間=6尺3寸、1間平方=1歩、6歩=1代、50代=1反である。また「地高」の何石何斗というのは他藩のいわゆる「石高」とは全く異り、地目等級にかかわらず単に1反=1石(したがって1代=2升、1歩=3合)で呼び替えたものにすぎない。また「免」幾つというのは反当りの物成が何斗ということである。以上誤解のないよう。詳しくは拙稿「土佐の「石高」について」(土佐史談91号)参照。なお「長宗我部地検帳」に記された土地を本田、山内氏入部以後の開発地を新田と称して厳重に区別し、租法も前者は6公4民・後者は4公6民(但し蔵入地)が原則であった。また百姓の土地保有権(農民的=地主的土地所有)は本田については「扣」、新田については「作式」といわれた。なお、土佐藩の田制租法については『土佐国地方慣習手引草』—以下単に「手引草」という—(『日本農民史料叢粹』第4巻所収)を参照。

- (6) のちの大正13年農務局調査『五十町歩以上の大地主』をみても高知県は僅か16名、うち100町歩以上は3名しかない。
- (7) 文政5年仁井田・窪川郷士召出の「布告」。この布告ではじめて仁井田・窪川「両郷ニ限本田所持勝手次第」となった。入交前掲書 283頁。
- (8) 「八錢」とは「八十文錢」ともい、寛永通宝80文を1匁とし、1,000匁を1貫とするものといわれるが、筆者はこれを「永」のごとき計算上の単位ではなかったかと考えている。もとは銀1匁＝八錢1匁だったと想像するが、のちには八錢1匁が銀1匁より大分高価となっているようである。
- (9) 郷士身分の者は「他支配」と呼ばれ、庄屋の支配外になる。
- (10) 本稿Ⅱの3参照。
- (11) 松好前掲書 282頁など。
- (12) 『元祿大定目』（『高知県史要』収録）
- (14) 土佐郡地藏寺村西村家文書「領知支配書写」（元祿9年）は初期郷士の農民支配の姿を伝えている。全文は横川末吉著『大忍庄の研究』309頁以下に収録。
- (15) のち（本稿Ⅱの2）にみるように大石家一族の百姓が代人でゆく。
- (16) 入交好脩「土佐藩『町人郷士』の形成に関する一資料」（社会科学討究1号）に全文紹介。
- (17) 役知は上士が知行外に、藩許をえて開いて領有する新田。郷士の領知と同性質のもので相互の売買が許される。

Ⅱ 郷士領知とその支配

1

「幡多郷士」でありいわゆる「新規郷士」である大石家の領知所有の推移を辿ってみよう。

明和3年（1766）幡多郡伊与木郷川奥村において領知30石の開発完了、明和9年この神文米6石7斗と決定（前述）。

天保3年（1832）この年藩による「領知改正（改め）」がはじまり、天保8年までに完了。この間領知売買を停止⁽¹⁾。

この年、郷士藤尾岩太より野市・古川両村で「分ヶ売」の領知6石8斗6升7合（神文米4石7斗5升9合）を八錢9貫832匁6歩9厘で買う内約をし、領知改正中なので「仮証文ニ而、領知引渡置」き改正がすんで公許をうるよう契約（天保3年3月・12月・4年6月証文）。

天保6年（1835）郷士永山勝左衛門より幡多郡上山郷打井川・上宮両村で分ヶ売の領知1町8反23代4歩（神文米4斗）を八錢8貫600匁（のち5貫に値下げ）で買う内約をしたが、「御平等年限中」なので公許をうけられず（4月29日・5月20日・6月・6月20日証文）。しかし代金は支払い「御公向内々を以、当未年々領知物成米並百姓共貴様引渡置申候」（11月証文）。

天保7年（1836）川奥村の大石家領知の改正がおわり、「御検地ニ付出地」2石1斗4升4合、爾來の分とあわせ領知高32石1斗4升4合、「自分所務米ヲ以五ヶ年神文平等仕処」の物成は減少して4石（11月5日「領知御改正物成米平等差出」）。

同年 郷士渡辺儀右衛門より幡多郡伊与木郷の荷稲・熊野浦・小黒ノ川・傘ノ川・中ノ川の5ヶ村で分ヶ売の領知25石7斗2升（神文米4石3斗9升8合6匁）を八錢5貫150匁で買う内約をする。後日公許をうけるが「万一御上向願相不叶時」は返銭のはず（12月・同15日・23日証文）。

天保8年（1837）土佐郡森郷小南川村で野芝5町（＝50石）を八錢600匁で「村中」から買入れ「私新田領知野取被仰付度」藩に願って許され（8月奉願）、地元へ開発を請負わせ、翌年畑として「開発相済」み、「領知之願聞届」られる（10月指出）。天保13年その神文米9石4斗と決定（10月差出）。

天保13年（1842）10月、全領知の地高82石1斗4升9合・神文米13石4斗（差出）。これより領知再編成をこころみる。

同年11月、天保3年藤尾より買約した野市・古川両村領知を、大石家の小南川領知の一部（同

地高・同神文)と交換(=「地替」)という形式で入手の公許を願う(「差出扣」). 認可はなかった模様.

同年同月 天保7年渡辺より買約した伊与木郷荷稻他4ヶ村の領知を小南川の一部と「地替」する形式で入手を公許される(日付なし差出).

天保14年(1843) 天保6年永山より買入れの領知を小南川の一部と「地替」の予定のところ、永山が罪をえて郷士職分・領知とも藩に召上げられたので、此の年1月「銀錢方等も相済、領知受取居申候」ゆえ同地を「冥加銀立を以、私作式に被仰付度」と願い出る(1月・2月奉願口上覚). 結果は史料欠如で不明.

嘉永元年(1848) 郷士桑名貞吉より、香我美郡東川のうち福万村で領知10石8斗4升(神文米7升5合)を八錢1貫333匁で買い、小南川で「替地」を渡す契約(4月24日・6月4日口上覚). しかし公許をえなかった模様.

嘉永3年(1850) 当主平右衛門の弟機平が「近森並之亟不勝手ニ罷成、郷士職難相勤、依右、右職分並領知三拾四石六斗五升七合、物成米拾壹石貳斗七升七合共私江讓申度(中略)右讓受郷士ニ被召出被下度」(2月27日奉願口上覚)と願い出て「郷士ニ被召出候」(5月23日先祖書).

安政6年(1859) 郷士田中順助より安芸郡小川村で領知(もと上士祖父江次郎作の「役知」)24石3斗3升3合(神文物成米4斗2升8合)を八錢8貫627匁5分で買う(12月・文久2年8月18日・その他文書). 公許あり.

慶応2年(1866) 幡多郡伊与木郷川奥・荷稻・熊ノ浦・拳ノ川・中ノ川の[○]大石家領知[○]出[○]作[○]式[○]13石3斗3升3合を、藩から領知として買う(10月新規領知届差出). 明治元年その「[○]自分[○]所[○]務[○]米[○]平等」物成は2石3斗7升7合と決定(新規領知平等差出).

慶応4=明治元年(1868) 当時の領知高119石8斗4升1合、当免15石1斗1升6合9勺(10月領知当免差出).

明治3年(1870) これ以前、長岡郡豊永郷角茂谷で郷士大倉登右衛門より領知6石6斗6升7合(物成8斗9升1合)を買う. この年の全領知高126石5斗0升2合、物成14石7斗1升9合(正月領知引受指出).

かくて明治の改革を迎えるのであるが、天保期以後に示される大石家の領知集積の志向はかなり注目しに値する. さきにみたように(本稿Iの2の附記)「大石家文書」には文化12年(1815)を最後に、居村周辺における本田扣地・新田作式などの売買証文が見当らなくなるが、地主的な保有地集積から領知集積へと転換したのであろうか.

2

郷士は自己の領知をいかに支配管理していたのであろうか. 大石家について史料は乏しいが、うかがってみよう.

まず大石家は、その居を以前からの居村香美郡古川村または、その近隣の赤岡町・野市村において、三十数里の遠隔地にある自己の本領知幡多郡には一度も移らないことに注意したい. 幡多郷士召出の布告は「遠境に罷在引越難参者ハ相応之代人を以開発候共勝手次第」(第5項)として開発に本人が赴くことを強制してはいない. 大石家も川奥村開発は「代人差置」しておこなったもので(明和3年5月4日奉願), 代人としては一族の弥助・克助の親子が赴いたものらしく、かれらは「系図書草稿」(万延元年)で「幡多郡川奥村へ行、大石弥市郎百姓と成」と記されている. 同系図にはかれらのその後の系統もずっと記されているから大石一族としての関係は続いていたと考えられる. 明和3年(1766)8月の「領知差出」の坪付によれば、克助は9反5代4歩の土地を宛がわれている. ところで藩が代人でよしとしたのは開発の時のことだけらしく、弥市郎は明和3年の郷士身分へ編

入の「奉願」書(5月4日)では「当七月迄之中於彼郷中住所相極、其支配之庄屋奥書判形を以御取次方へ御届可仕候」とし、翌年の「差出」(5月29日)では、庄屋奥書付で「川奥村ニ住宅相極申候」との届を出してはいるが、「但右場所江代人相備、爾來住所之赤岡村ニ旅宿相立申候」(明和4年5月29日、明和8年差出)として移ろうとはしない。その後藩から「中郡(香美郡はこれにはいる)より差出申新規郷土之者共、幡多領知差上御免売地買請候様被仰聞候得共、私小身者ニ而得かい不申候」(文化8年3月16日奉願)という文書もある。幡多郷土に領知へ移住を強制しても利き目がないので、今度は逆に幡多領知を返上して居村近辺の「免売地」(=蔵入地の貢租徴収権を売る土地)を買って領知にせよと、藩は郷土とその領知の結びつきを強化する方策をとろうとするが、大石家はこれも断っている。「小身者」だからというが、無論計算ずくで断ったものであろう。藩はせめて「幡多郡を本宅と唱申様」命じているが、大石家ではそれさえ「本宅唱之義居懸り野市村ニ被為仰付」(同上)るよう願っている。このように藩の政策にもかかわらず、領知に臨んで直接支配しようとはせず、不在地主的なものにとどまる。のちに入手した領知も土佐郡森郷小南川村は十数里、安芸郡小川村・長岡郡豊永郷角茂谷はそれぞれ数里、しかもみな方角違いに散在しているのであるが、『土佐藩郷土調査書』などをみればこのような現象は一般的であったことが知られる。

不在地主ともいうべき郷土は、領知を誰に管理させたのか。ふつう領知は百姓のなかから「領知組頭」なるものをえらんで支配させる。大石家の川奥村の場合、最初代人として送られた一族が百姓となっているので、これが組頭になることがあったかも知れないが、史料はない。単に大石家との連絡係くらいだったかも知れない。組頭には給田若干が、また庄屋には庄屋給という礼米が給せられた。

大石家と百姓の関係をうかがえる史料が一つある。

領知物成米覚書

一 領知三拾石也 田方
免四ツ 物成米 吉拾貳石也 内三石ハ当時御用捨
残而 吉米九石也 此米年々相立ル分

右物成米惣高吉米拾貳石之内三石当時御用捨相残ル九石、年々無滞皆済可仕候。勿論御催促人ニ及不申様、右物成米御売之時者其買方之宅江九月限ニ壹粒茂無滞付払可仕候。

若右拵定月相延歟、又ハ壹合ニ而茂相滞、御催促人待請候ハ、四ツ成与仕テ拾貳石相立可申候、若右之宗ニ相背申候ハ、田地皆々御取立可被成候。其時一言之御断申上間敷候。

一 領知三町之内、少々ニ而茂得作付不仕時節茂若御座候ハ、右領知居住之百姓之内江否譲り作付為致可申候。若右領知百姓作付難相成与申、請取不申候ハ、直々差上可申候。其節御作配請可申候。領知居住之百姓江迄譲り、其外方之百姓江者田地少茂譲申間敷候。若猥ニ外方へ譲り以後頭申候ハ、即時ニ御取上可被成候。其時一言申分ケ無御座候。仍而一札如件。

明和九辰年六月

弥吉 ㊦

大石弥市郎殿

(以下百姓4名略)

ここでは(1)期限内の皆済誓約、(2)延滞納の場合の罰としての増加徴収、(3)それに背いたときの田地取上げ、(4)耕作者を領知百姓に限定すること、などが記されている。ここでは郷土からの百姓に対する最後の手段は土地取上げであるが、これは封建領主の土地への農民緊縛規定とはまるで逆の、地主たちの小作地取上権のようなものであって、郷土と給知百姓という関係から或は想像されるかも知れないような、あらわな支配=隷従関係は見出せない。(4)の領知百姓の限定は、管理の便宜のため耕作の分散・入組みを排除しようとしたものと思われる。

領知が百姓にどのように宛付けられていたかをうかがう史料としては、明和3年(1766)の領知成立当時と、下って天保6年(1835)と、二つの帳しか残されていない。それを表出すると第3表と第4表のようになる。領知だけとれば、ともに5反以上は2人だけにすぎない。持地等の保有地をあ

第3表 明和3年(1766)
領知百姓

百姓名	領 知			
	町	反	代	歩
留 藏	1	0	37	5
克 助		9	5	4
安 平		4	25	
重 七		2	47	
長 助		1	2	1
八兵衛			43	3
組頭給			38	

明和3年「領知差出」

第4表 天保6年(1835)
領知・持地・新田出作式百姓

百姓名	領 知				持 地 新 田 出 作 式			計				
	町	反	代	歩	反	代	歩	町	反	代	歩	
文 藏 新 藏 重 七 龜 藏 直 平 莊 兵衛 龜 作 德 平 長 平 留 平	1	1	43	0	3	1	2	1	4	44	2	
		9	10	1	1	13	4	1	0	23	5	
		3	41	1	2	13	4		6	4	5	
		3	15	0	1	11	5		4	26	5	
			47	5						47	5	
			38	5		9	0			47	5	
			38	1		12	0		1	0	1	
			34	4						34	4	
						1	26	2		1	26	2
						1	23	4		1	23	4
組頭給					(1反以下12人略)					38	4	

天保6年「領知持地新田出作式米盛隣」

わせたところで大石家の土地だけを耕作して暮してゆける百姓は2~3人を出ない。天保のものは関係百姓23人、これだけ分散し入組んでおれば遠隔地の郷士の支配力などが及びようがないであろう。なお、天保の帳をみれば、領知も保有地も領知組頭が一括管理している。そして組頭喜与朔は組頭給以外大石家の土地を耕作していないから、領知百姓の中から命ぜられたものではなからう。

物成米・加治子米はさきの明和9年の覚書や天保6年の帳によると現地近辺で売却されることがあったようだが、吉米16石程の「私領知物成米並作式加治子米共、船便ヲ以、佐賀浦より須崎・浦戸・赤岡・手結浦迄之内江積廻し申度」と年々の津口出入の許可を求めている文書があるから(天保5年11月奉願口上覚)、海路はるばる廻漕して来ることがあったことが知られる。

3

最後に郷士領知の物成および加治子のことに少し触れておこう。いうまでもなく、郷士は自己の領知の貢租徴収権をもっており、かれらが封建領有者としての資格で徴収する貢租=物成(免ともいう)の基準は「郷士領知、都而本田分目の通」⁽²⁾ であって、新田ではあるが「其田法は本田の六公四民に基きて其六歩を正租とし、以て分限を定む」⁽³⁾ することは、制度としては明治にいたるまで変更はなかった⁽⁴⁾。ところで物成に変動があるのは当然だが、年々の物成高ではなく、新規開発または譲受によって領有に帰した当初、あるいはその後も藩命によって指定された時期、の5ヶ年または3ヶ年の平均物成高は「平等免」「神文米」「神文平等」あるいは「神文物成」などとよばれて公式の領知物成高であり、郷士の「分限」になる。この「神文物成」高は村役人の証明をうけて藩庁に提出し登録されることになっているが、「自分平等と称して地主(=郷士)自ら其免を定むることを許せり」⁽⁵⁾ という状態であった。単に「物成」と記してあっても、藩庁への公式書類のそれはたいていの場合「神文米」と考えてよい。ところで郷士がうる得点は領有者としての貢租=物成だけではなく、一般にこのほかに私的土地保有者としての資格すなわち「百姓株」もあわせもち、物成以上の得点をえていたことも知られている。「之を内所務即ち加治子と称す」、「故に貢物加治子合せ取るが如し」(『手引草』)という状態であった。しかしそれらは別々に徴収されるものではなく、現実には一体の「物成プラス加治子」であって、それと耕作農民取前との比率が「分目七歩三あり八二分け有、地所の厚薄百姓の功勞多少に寄候て」一定していないが、新田耕作者の実質的取前は大体収穫の2歩、残り8歩が貢租・所務(=加治子)・諸課役料などに分割されると考えられていた(『手引草』)。これはかなり古くからの常識だったようで⁽⁶⁾、物成6歩であるから、2歩が加治子、残りの2歩が耕作取前ということになる。

ところで郷士は「物成プラス加治子」を一体としてとりたて、その全体を物成とか所務と称ぶこともあるが、藩に対する限りは物成は神文平等ではっきりしている。そしてこれを分限として、藩は郷士にたいする諸賦課をおこなうのであって、近世後期種々の賦課が増えてくる時期にはかなりの問題になるであろう⁽⁷⁾。だから得分のうち、いわば直接藩権力に制縛されている部分である物成をなるべく小さくし、内所務=加治子部分を増大させようとするのは、商品貨幣経済のなかで上昇してきた「新規郷士」などには自然の道理であろう。しかも前述の「自分平等」を利用すればそれは或る程度可能なことであった。いままでにみた大石家の領知高（ならびにその増大）に対する神文物成高の低さ（ならびに地高増大にもかかわらず相対的低下）もここに原因するものと思われる。第5表を見よ。

第5表 川奥村領知実質物成と神文

	実質物成	神文	備考
明和7年(1770)	?	6石7斗	地高30石の神文
明和9年(1772)	9石0斗0升	6石7斗	差2石3斗 (=加治子分)
天保6年(1835)	12石4斗3升余	6石7斗	差5石7斗余 (=加治子分)
天保7年(1836)	?	4石0斗	検地出地で地高32石1斗4升4合、自分平等で神文減少

史料はすべて既出

さらにいかなる事情でそうなったかはわからぬが、物成米と神文米の差の甚しいのは天保6年大石家が買おうとした永山の領知である。第6表を見よ。このほか嘉永元年買おうとした桑名の領知

第6表 永山領知の得分

	打井川村	上宮村	計
地高	1町1反23代	7反17代2歩	1町8反40代2歩
物成米(A)	6石2斗8升1合	2石3斗5升0合	8石6斗3升1合
神文米(B)	2斗5升0合	1斗5升0合	4斗0升0合
出米(C)	1升8合	1升2合	3升
(A)-(C)	6石2斗6升3合	2石3斗3升8合	8石6斗1升9合

備考 4月29日付「領知内約始末」より作成

(C)は(B)を基準に賦課されたもの。<(A)-(B)>が加治子分、<(A)-(C)>が郷士の現実の得分。

についても同じような例がみられる⁽⁸⁾。郷士は実質の物成=所務が多く神文米の少い領知を好み、そのような領知を大金を投じて買おうとしたのだと考えられる。

つぎに屢々出てきた(本稿Ⅱの1)「領知分ケ売」と「地替」についてみておこう。領知の売買・交換は「領知改正」中停止されていた。改正が終ると天保9年(1838)2月13日付をもって「郷士領知替他譲等被差明事」という布告が出て領知移動の停止が解かれるが⁽⁹⁾、かわって「領知分売御規定」が出され「地高三町物成米九石に過候分は、売地可致許容、地高物成米右以下之分は、売地之願都而不相叶事」⁽¹⁰⁾とされた。これは郷士層の間にも分解がおこり、身分を失わぬために領知のみの「分ケ売」がおこなわれ、小分限の郷士が多数発生しつゝあったことを防止せんとしたものと考えられ、分限の分割にならぬ職分・領知とも他譲は許しているのである。ところで郷士身分を失わず、しかも事実上の領知分ケ売をおこなう手段として「地替」という方法がとられたと思われる。

ろくに開発がおこなわれたと思えないような大石家の森郷小南川の領知50石が、天保13年神文米9石4斗と決定されたが、内所務など期待もできぬようなこの領知を、同地高・同神文高だけ「地替」の名目で与えることによって、かわりに加治子得分の多い領知を買い入れることができるわけである。かくて領知を売る郷士は替地によって身分と分限だけは維持し、買う方は分限に変化なしに所務の大きい領知を手に入れる。このような「地替」によっても「分限」=「神文物成」は全く現実の得分・所務関係との比例を失い、形式化=形骸化してゆくのである。

なお、大石家は慶応2年幡多郡5ヶ村の領知出作式を領知として買っている。出作式とは領知開発の際、藩から領知として認可された反別以上に出て蔵入れの新田とされている郷士の保有地であるが、財政窮迫に陥った藩が、その貢租徴収権を一斉に郷士に売ったものである⁽¹¹⁾。これをそさきに少し触れた(Ⅱの1)「御免売地」などととも、封建的土地所有体系が崩れてゆく姿といえよう。

註 (1) この法令は未だみないが、天保3年以後の領知売買証文にすべて「領知御改正中」とか「平等御年限中」とかで売買・移動の公許がえられず、内約にする旨記してある。天保7年「領知御改正物成米平等届差出」(11月8日)をみても改正の始まったのは天保3年である。領知の売買・移動の解除については本稿Ⅱの3参照。なお本節で不明の文言についてはすべて同じくⅡの3参照。

(2) 【元祿大定目】

(3) 北川重光【土佐国新田々法概略】

(4) 郷士領知物成6歩ということをはっきりさせておきたい。【元祿大定目】以後【手引草】に至るまでそう記してあるのに、従来の研究者はすべて4公6民と誤解している。そこから誤った所論が展開されるおそれもある。なお「制度としては」と断ったゆえんは行文中に明らかとなる。

(5) 北川前掲文書【手引草】にも「三年或は五年平等を以て之を定め」としている。本稿Ⅱの1でも「自分所務米平等」を見た。

(6) 古くは西村家文書「領知支配書写」(元祿9年)に「宛テ地分目ハ八歩取」とされている。なお北川前掲文書でも、郷士が「自ら耕作する時は、其收穫を悉皆自ら取り、又之を他人へ宛地にする時は右六分の正租となすべき分の外に二歩の加治子を取る。所謂八歩取の名儀ある即ち之なり」としている。上士の新田知行・役知も大体同じであった。なおついでながら、諸士が罪をえて知行・役知・領知を召上げられる(=上知)時には藩は本田・新田とも6公4民の6公部分のみならず加治子の2分まで没収するので「八歩取」の蔵入地ができる。しかし一般の蔵入地に比すると本田は2歩・新田は4歩の超過があるから、藩はこれを売りに出す。これを買うのを本田は扣地買・新田は作式買という。さきの(Ⅱの1)天保14年永山の旧領知を「冥加銀立ヲ以、私作式に被仰付度」というのはこの作式買である。

(7) まず役銀、これは物成米12石まで免除だから(【元祿大定目】)該当は少く、大石家も対象外。つきは出米、これは頻々と規定が変わるが、管見に属する最古の郷士出米は享保11年(1726)の「郷士領知免四ツ成以上、地十石に付出来四斗宛」(平尾道雄著【土佐藩財政史】95頁)である。入交好脩氏は天明7年(1787)の「郷士出米式書」を紹介されているが(同氏著【徳川幕藩制解体過程の研究(下巻)】302頁)、免除は物成米1石以下のみ。つきに借上米、等・等。

(8) 領知10石8斗4升の物成米はわずか7升5合、所務は7斗とある(6月4日付証文)。

(9) 入交前掲書276頁、池田敬正「天保改革論の再検討」(日本史研究31号)27頁。これは他讓禁止が抑えられなくなったからではない。停止は最初から期限付だった。

なお、附言すれば、天保3~8年以外の時期にも、郷士領知改正のための短期の売買停止はあったらしい。たとえば、大石家文書に入りこんでいる文政10年(1827)亥12月付藤尾岩太より松本千九郎宛「領知内約始末」によれば、同年がそうであったと考えられる。しかし、安芸郡羽根村松垣家文書によって、同年の停止は1ヶ年限りのものだったことが知られる。

(10) 松好貞夫著【新田の研究】282頁。これは古来の低限であったが無視されていた。

(11) この年には安芸郡羽根村松垣家・長岡郡西野地村池知家などにも出作式を領知に買った記録がある。

む す び

以上、土佐勤王党の領袖大石弥太郎(圓)を生んだ「新規郷士」大石家について、その郷士登庸前後の経済的(=階級的)性格・および領知の所有=支配の形態を、史料の制約から頗る不十分ではあるが、一応概観した。

郷士登庸前の大石家は、身分的にはたゞの百姓であったが、経済的には近世中期の商品・貨幣経済の進展のなかで急激に貨幣を蓄積した在郷の商人であり、また急速に土地を集積した在村の地主でもあった。同家は蓄積した富の一部を郷士としての身分と領知を獲得するために投じて「新規郷士」となり、特権の支配身分層の末端に連ったのである。しかし、郷士になってのちも（少くとも当分の間は）、居村における商人・地主としての性格は捨てなかったし、推察では手作経営も行っていただろうである。

大石家が郷士として所有するに至った領知は、自ら開発し、或は開発者から買得たものであって、幕府→藩から封与されたものとは異り、売買することのできるものとして、いわゆる幕藩体制的土地領有体系=Hierarchieからは相対的に自由なものであった。そのうえその領知所有の経済的自己実現の形態としての地代は、封建領有者としての貢租と、私的地主としての小作料をあわせたものであり、この点でも幕藩体制下の土地所有の通例の原則とは異なる特殊な性格の所有であった。そればかりか、藩に対して応分の義務を生ずる貢租名目の部分はできるだけ縮小し、小作料（=加治子）として収納する部分を拡大する努力が続けられたのである。またかれら郷士の領知百姓に対する関係も、領主の領民に対するそれではなく、むしろ不在地主の小作人に対する関係のごときのものであった。

もともとの郷士領知ではなく、藩の直接の蔵入新田であったものまで、「免売地」・「出作式の領知売」などという形で貢租徴収権が売られて郷士領知に化してゆくのである。

大石家についてみたことは例外ではなかろう。むしろ一つの典型である。土佐藩の「新規郷士」多数が尊攘派に結集し、幕藩体制の否定者になってゆく基礎に、かれらの以上のような階級的な性格と領知所有の態様が忘れられてはなるまい。

大石家文書には明治期の史料は皆無に近い。明治初期の郷士層の動向を考える場合には、明治に入ってから郷士の土地所有の変化、領有権の解体に際しての郷士領知の処理、の問題を逸してはならないが、この考察は他日に期したい。

以上

(昭和35年9月30日受理)